

ヤシャイノデ保護回復事業計画

本計画は長野県希少野生動植物保護条例に基づくもので、「保護回復事業」とは指定希少野生動植物について、その個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）の維持又は保護増殖を促進するための事業、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体となった生態系の保全、回復及び再生をするための事業その他保護を図るための事業である。

ヤシャイノデは平成 16 年 2 月 19 日付けで特別指定希少野生動植物に指定された植物で、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護活動が期待される種である。

1 種の説明

(1) 種の特徴

ヤシャイノデ（夜叉猪手）: *Polystichum neolobatum*

常緑性のシダ植物。葉は2回羽状深裂うじょうしんれつ以上で、狭披針形きょうひしんけい、葉質は厚く硬質でガラス質の光沢がある。鋸歯きょしの先はとげ状となる。葉長は40～80cm。1950年に飯田市（旧 上村）から発見され、葉が硬くとげがあることからヤシャイノデと呼ばれる。長野県では飯田市と大鹿村、県外では神奈川県、山梨県の一部に知られるのみである。

国外では、台湾、中国からインドに分布が知られている。



(2) レッドデータブックカテゴリー

長野県版：絶滅危惧 A類

環境省版：絶滅危惧 A類

2 現状

(1) 県内における生育状況

長野県版レッドデータブック 2003（維管束植物編）によると上村（現 飯田市）と大鹿村の2村で生育しているにすぎないとされている。

なお、現在、大鹿村では生育は確認されていない。

飯田市の生育地の状況について、平成 18 年度の確認状況は次のとおりである。

概況調査

H18.4.20、H18.6.12、H18.7.3の3回の日程で、過去の生育情報がよせられた箇所を中心に、生育状況の確認を行った。

この結果、1地域において数十個体の生育が確認できた。この場所では、小さな個体が多く、また、生育場所は主に岩場であった。一部、河床に7個体確認できたが、山腹斜面の林床にはまったく確認できないような状況である。

また、かつて個体数が多く、80～100cmほどの葉長を有する個体が林床に多数生育していた箇所では、葉長15cmほどの1個体を確認できたのみであった。

降雨災害をうけての現地確認

H18.7に県内において豪雨による甚大な被害があったことから、上記の数十個体を確認した地域について、H18.9.12に現地を確認したところ、土石流により河床が1.7m程度上昇しており、河床に生育していた7個体は消失した。

詳細調査

H18.11.14、H18.12.4の2回の日程で、上記の数十個体を確認している生育地を中心に現地調査を行った。この結果、道沿いを中心に約2.5kmの区間において、これまでに確認している個体も含めて約530個体確認した。このうち、直接葉を計測できた409個体の平均葉長は20.2cmで、小型の個体が大半をしめる。また、確認できた繁殖可能な個体数は69個体で、全体の16.9%であった。

なお、今回の調査において確認された個体のうち、繁殖可能な個体の生育場所は、主に岩場であり、山腹斜面の林床では、孢子を付けた個体をほとんど確認出来ず、葉長も短くニホンジカの食害痕のある個体も確認された。

(2) その他

個体の取扱いに関する規制についてみると、本種は、長野県希少野生動植物保護条例において規制の対象となっており、違法な採取等の事例は最近報告されていない。

なお、本種の生育地は主に国及び地方公共団体の所有地で、当面は開発等の影響は低いと考えられるものの、現在の生育地の一部は既存の堰堤の堆砂敷きにかかっている。

3 課題

産地が局限されているうえ、近年、特にニホンジカによる食害の影響が顕著である。

本年度の調査では、以前多数生育していた場所においてほぼ絶滅状態であったが、この原因もニホンジカによるものと思われる。

更に、現在、確認している生育地周辺においても、ニホンジカによる食害が確認されていることから、ニホンジカの食害対策が急務である。

現在確認されている個体の多くが、葉長30cm以下で、小型の個体が多く孢子を見つけ

る葉も2割弱と少ないことから、繁殖能力が十分でなく、更新に影響が及ぶものと考えられるため、個体数の回復に関する対策を検討する必要がある。

また、将来的には堆砂敷きとして埋没する可能性もある場所であり、継続的なモニタリングが必要である。

なお、モニタリングに際しては、ヤシャイノデの生活史及び周辺の植生などの調査を行うと共に、より具体的なニホンジカの食害の実態を把握する必要がある。

4 事業の目標

現在、最大の絶滅危惧の要因である、ニホンジカの食害の防止を図るとともに、必要に応じ保護増殖等を実施し、個体群の維持及び拡大を図ること等により、本種が自然状態で安定的に維持できる状態とすることを目標とする。

5 事業の区域

飯田市（旧 上村）

6 保護回復のために緊急に取り組む事項

（1）ニホンジカの食害の防止

近年、特にニホンジカによる食害が顕著であり、生育地周辺においてもニホンジカによる他の植物の食害が確認されている。

このため、周辺の状況に応じて、ニホンジカの侵入を防止する柵を設置する等、個体及び生育環境の保全を図る。

（2）保護増殖の実施

今回の調査等を通じて確認された個体数が約530個体であることから、生育地における保護回復だけでは個体群の永続的な維持が困難になる場合が予想される。

また、小さい個体が多く胞子をつける葉も2割弱であることから、繁殖能力が十分でなく、更新への悪影響も懸念される。

こうしたことから、胞子を採取し保護増殖手法を検討する。

なお、本種の保護増殖は、自然状態における野外個体群の維持及び拡大によることを基本とするが、保護増殖した個体をニホンジカの食害が及ばない場所を選定しながら再導入

する手法についても検討し、生育地での安定的な維持を図る。

7 情報収集とモニタリング

本種の定期的なモニタリング等を行い、本種及び本種を取り巻く状況に関する情報の収集及び実態の把握が必要である。

8 地域との協働

ニホンジカの侵入を防止する柵等を設置した場合、その維持・補修が必要となる。また、効果等を把握するためにはモニタリングが必要であり、こういった生育地における継続的な取り組みには、地域の方々による取り組みが不可欠である。

また、本種の保護回復事業を実効あるものとするためには、各種事業活動を行う事業者、国及び地方公共団体並びに関係地域の住民を始めとする多くの方の理解と協力が不可欠であり、地域の適切な保護活動の展開が図られる体制づくりが必要である。

このため、本種の生育状況及び生育環境、保護の必要性等に関する普及啓発を行うとともに、地域住民等による保護回復事業をより効果的に推進するため専門家による技術的な支援等が図られるよう努める。

なお、事業の実施については、県、市町村、NPO 及び民間団体等の幅広い主体によって推進する。

9 スケジュール

概ね 5 年で事業による効果を検証し、保護回復事業計画の見直し等について検討する。

10 文献

- ・長野県 (2002) 長野県版レッドデータブック～長野県の絶滅のおそれのある野生生物～(維管束植物編)。長野県, 長野。
- ・環境庁(2000)改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブック－8 植物(維管束植物)。(財)自然環境研究センター, 東京
- ・長野県植物誌編纂委員会(編)(1997)長野県植物誌。信濃毎日新聞社, 長野
- ・神奈川県植物誌調査会(編)(2001)神奈川県植物誌。神奈川県立生命の星・地球博物館, 神奈川

11 関係者

長野県希少野生動植物保護対策委員会

天木喜代司、小口幸子、中村浩志、中村寛志、中山洌、平沢伴明、藤山静雄
両角源美、柳沢昭夫、柳沢盛一、横内文人、吉田利男、吉田正人

長野県希少野生動植物保護対策委員会 小委員会

中山洌、横内文人

長野県環境保全研究所

大塚孝一、尾関雅章